

令和4年6月24日(金)
国土交通省 関東地方整備局
大宮国道事務所

記者発表資料

**災害時における応急対策に協力していただける
企業を募集します。**

～災害時における災害応急対策業務等に関する協定～

現在、大宮国道事務所では、地震・大雨・大雪などにより当事務所が管理する道路施設が被災した場合に、被災施設の早期復旧や被害拡大の防止を図るため、国道沿線に資材置き場がある建設会社等と「災害時における災害応急対策業務等に関する協定」を締結し、災害に備えております。

このたび、10月末に現協定が期限を迎えることから、引き続き防災力の強化を図るため、新たに協定を締結し、災害の発生に備え万全を期していきたいと考えており、当事務所の災害応急対策業務に協力する意欲を持ち、技術力のある企業を募集します。

なお、本協定の締結者は、関東地方整備局が総合評価落札方式により発注する工事の入札手続きにおいて、企業の技術力評価が優位になります。また、当該協定に基づき契約し、災害応急対策業務（防災訓練を除く）を行うと、関東地方整備局が総合評価落札方式により発注する工事の入札手続きにおいて、企業の技術力評価が更に優位になります。

受付期間: 令和4年6月24日(金)～令和4年7月15日(金)

詳細は、下記大宮国道ホームページに記載しております。

大宮国道ホームページアドレス <https://www.ktr.mlit.go.jp/oomiya/>

発表記者クラブ

竹芝記者クラブ、神奈川建設記者会、埼玉県政記者クラブ、さいたま市政記者クラブ

問い合わせ先

国土交通省関東地方整備局 大宮国道事務所
埼玉県さいたま市北区吉野町1-435 TEL 048-669-1200 (代表)
副 所 長 木住野 誠 (きずみの まこと) 内線205
管理第二課長 伊藤 仁 (いとう ひとし) 内線441

協定及び公募の概要

《協定名》

「災害時における災害応急対策業務に関する協定」

《協定の目的》

本協定は、地震・大雨・大雪等の異常な自然現象及び予期できない災害等の場合に、国土交通省関東地方整備局大宮国道事務所が管理または工事中の施設等において発生した災害に関する早期情報収集、応急対策及び所管施設についての除雪作業に関し必要事項を定め、双方が協力して被害状況の早期把握、被害の拡大防止及び被災施設の早期復旧に資することを目的とする。

《業務内容》

- ① 緊急点検（パトロール） ・ 損壊箇所等被害の把握と報告
- ② 緊急措置 ・ ・ ・ ・ ・ 道路利用者の安全確保のためのバリケード等の設置
- ③ 道路啓開 ・ ・ ・ ・ ・ 緊急車両の通行を確保するための障害物の除去等
- ④ 応急復旧 ・ ・ ・ ・ ・ 緊急輸送道路の機能を確保するための復旧措置
- ⑤ 防災訓練 ・ ・ ・ ・ ・ 出動訓練、緊急点検（パトロール）、情報連絡訓練等

《協定区間》

埼玉県内の大宮国道事務所が管理する道路（国道4号、国道16号、国道17号）を分割した28区間及び都内北西方向（国道17号等）

《協定期間》

令和4年11月1日～令和7年10月31日（3年）

ただし、期間満了の日の3箇月前までに大宮国道事務所から協定締結者に対して継続等の意向を確認し、解約の意向がない場合には3年間継続するものとする。

なお、当該継続期間が満了したときも同様とする。

《応募資格（概要）》

- ① 関東地方整備局（港湾空港関係を除く）入札参加資格者のうち、一般土木工事、維持修繕工事、アスファルト舗装工事及び造園工事のいずれかに認定されているものであること。
- ② 埼玉県内に建設業法に基づく本店、支店、営業所または拠点を有すること。
- ③ 平成19年4月1日以降に、埼玉県内で元請けとして完成・引き渡し完了した一般土木工事、維持修繕工事、アスファルト舗装工事及び造園工事のいずれかの施工実績（2,500万円以上）を有すること。

《スケジュール》

応募期間 令和4年6月24日（金）から令和4年7月15日（金）まで

説明会 令和4年6月30日（木） 10時～11時

説明会は「Teams」によるオンライン説明会を予定しております。
参加を希望される方は以下までメールをお送りください

メールアドレス ktr-bousai-oomiya4★milit.go.jp

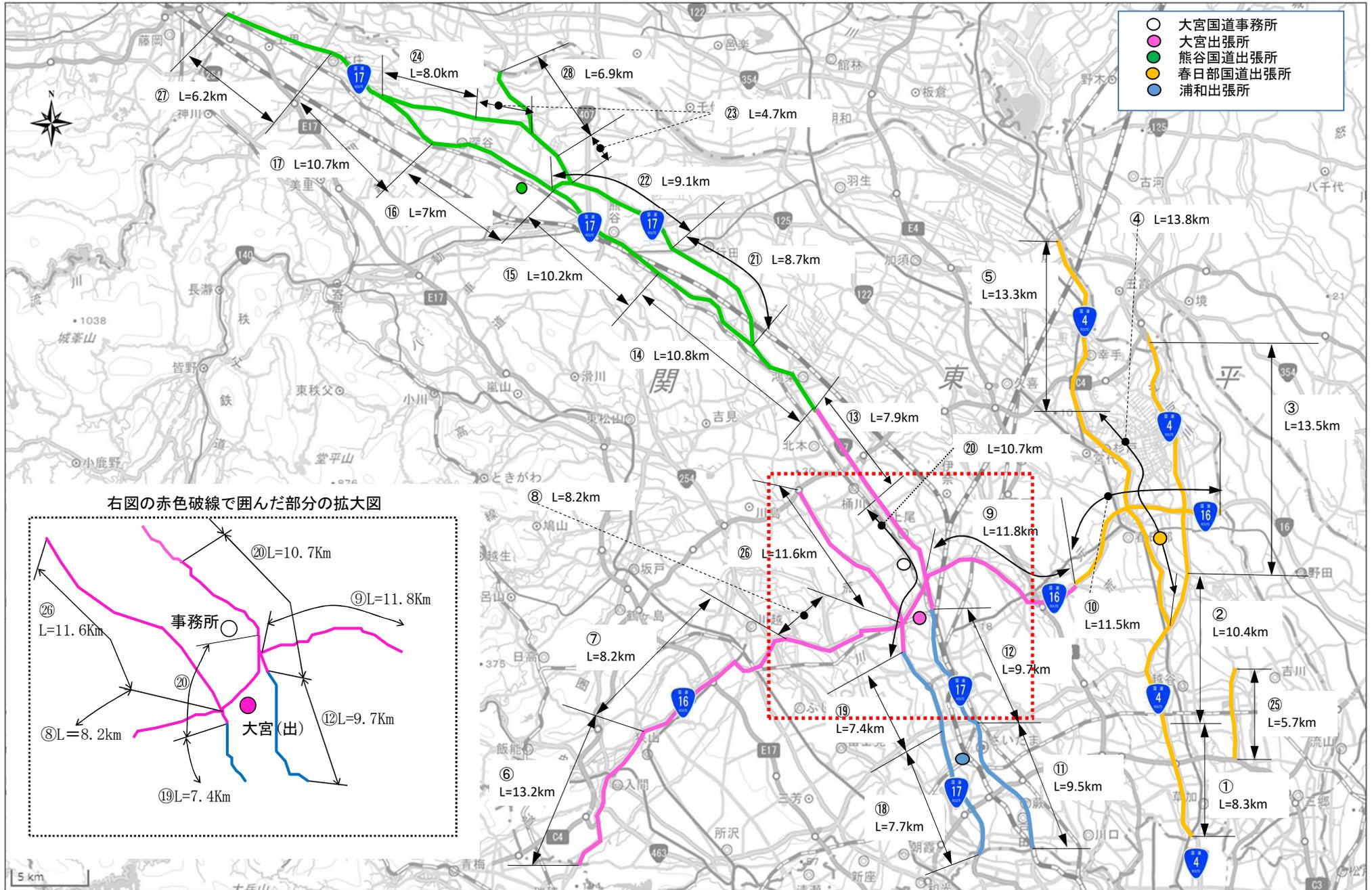
（★を@に変えて送信ください）

協定締結者通知 令和4年8月19日（発送予定）

詳細については、公募文を大宮国道事務所に掲示してあるほか、下記大宮国道事務所ホームページに記載しておりますので確認をお願いします。

大宮国道事務所ホームページアドレス <https://www.ktr.mlit.go.jp/oomiya/>

大宮国道・新協定区間区域図



災害時における災害応急対策業務に関する協定区間一覧

| 区間番号 | 路線 | 区間 | 距離標 | 延長 | 担当出張所 | ※1 震度対象地点 | 備考 |
|------|--------------------------|---|---|----------------|-------|--|---|
| ① | 4号 | 草加市谷塚町地先～ 越谷市七左町6丁目地先 | 14.543km～ 22.8km | 8.3km | 春日部 | 草加市、 越谷市 | |
| ② | 4号,新4号 | 越谷市七左町6丁目地先～ 春日部市水角地先 | 22.8km～ 33.3km | 10.4km | 春日部 | 越谷市、 春日部市 | BP分岐部含む |
| ③ | 新4号 | 春日部市水角地先～ 幸手市上宇和田地先 | 33.3km～ 46.747km | 13.5km | 春日部 | 春日部市、杉戸町、 幸手市 | |
| ④ | 4号 | 越谷市下間久里地先～ 北葛飾郡杉戸町杉戸2丁目地先 | 28.7km～ 42.5km | 13.8km | 春日部 | 越谷市、春日部市 杉戸町 | |
| ⑤ | 4号 | 北葛飾郡杉戸町杉戸2丁目地先～ 久喜市栗橋北2丁目(利根川南詰)地先 | 42.5km～ 55.8345km | 13.3km | 春日部 | 杉戸町、幸手市、 久喜市(下早見、青葉、栗橋) | |
| ⑥ | 16号 | 入間市二本木地先～ 狭山市下奥富地先 | 57.812km～ 71.0km | 13.2km | 大宮 | 入間市、 狭山市 | |
| ⑦ | 16号 | 狭山市下奥富地先～ 川越市小仙波地先 | 71.0km～ 79.2km | 8.2km | 大宮 | 狭山市、 川越市 | |
| ⑧ | 16号 | 川越市小仙波地先～ さいたま市西区宮前町地先 | 79.2km～ 87.4km | 8.2km | 大宮 | 川越市、さいたま市(西区指扇、 北区宮原)、上尾市 | |
| ⑨ | 16号 | さいたま市北区吉野町1丁目地先～ さいたま市と春日部市界 | 91.03km～ 102.809km | 11.8km | 大宮 | さいたま市(北区宮原、見沼区 堀崎、岩槻区本町)、上尾市 | |
| ⑩ | 16号 | さいたま市と春日部市界～ 春日部市金野井(金野井橋西詰)地先 | 102.809km～ 114.2874km | 11.5km | 春日部 | 春日部市 | |
| ⑪ | 17号 | 板橋区舟渡(戸田橋南詰)地先～ さいたま市浦和区常盤9丁目地先 | 15.974km～ 25.5km | 9.5km | 浦和 | 板橋区(高島平、相生町)、戸田 市、蕨市、さいたま市(中央区下 落合、浦和区高砂、浦和区常 盤、南区別所) | |
| ⑫ | 17号 | さいたま市浦和区常盤9丁目地先～ さいたま市北区宮原4丁目地先 | 25.5km～ 35.24km | 9.7km | 浦和 | さいたま市(大宮区天沼町、中 央区下落合、浦和区常盤、北区 宮原、大宮区大門) | |
| ⑬ | 17号 | 上尾市上地先～ 北本市と鴻巣市界 | 41.7km～ 49.6km | 7.9km | 大宮 | 上尾市、桶川市 北本市 | |
| ⑭ | 17号 | 北本市と鴻巣市界～ 行田市沓里山地先 | 49.6km～ 60.445km | 10.8km | 熊谷 | 鴻巣市、 行田市 | |
| ⑮ | 17号 | 行田市沓里山地先～ 熊谷市久保島地先 | 60.445km～ 70.6km | 10.2km | 熊谷 | 行田市、 熊谷市 | |
| ⑯ | 17号 | 熊谷市久保島地先～ 深谷市深谷町地先 | 70.6km～ 77.693km | 7.0km | 熊谷 | 熊谷市、 深谷市 | |
| ⑰ | 17号 | 深谷市深谷町地先～ 本庄市若泉2丁目地先 | 77.693km～ 88.345km | 10.7km | 熊谷 | 深谷市(仲町、岡部、川本)、 本庄市 | 深谷BP含む |
| ⑱ | 17号(新大宮) | 板橋区新河岸地先～ さいたま市桜区町谷3丁目 | 18.92km～ 26.6km | 7.7km | 浦和 | 板橋区(高島平、相生町)、和光 市、戸田市、さいたま市(中央区 下落合、浦和区高砂、浦和区常 盤、桜区道場、南区別所) | |
| ⑲ | 17号(新大宮) | さいたま市桜区町谷3丁目～ さいたま市西区三橋6丁目地先 | 26.6km～ 34.037km | 7.4km | 浦和 | さいたま市(中央区下落合、浦 和区常盤、西区指扇、大宮区大 門、桜区道場) | |
| ⑳ | 17号(新大宮) 17号 | さいたま市西区三橋6丁目地先～ さいたま市北区吉野町1丁目地先 さいたま市北区宮原4丁目地先～ 上尾市上地先 | 34.037km～ 38.220km 35.24km～ 41.7km | 4.2km 6.5km | 大宮 | さいたま市(西区指扇、北区宮 原)、上尾市 | 内 西区宮前町地先～北 区吉野町1丁目地先L= 3.1kmは国道16号と重複 する。 合計10.7km |
| ㉑ | 17号(熊谷) | 鴻巣市箕田地先～ 行田市持田地先 | 54.2km～ 62.9km | 8.7km | 熊谷 | 鴻巣市、 行田市 | |
| ㉒ | 17号(熊谷) | 行田市持田地先～ 熊谷市久保島地先 | 62.9km～ 72.0km | 9.1km | 熊谷 | 行田市、 熊谷市 | |
| ㉓ | 17号(深谷) | 熊谷市玉井地先～ 深谷市西別府地先 深谷市東方地先～ 深谷市明戸地先 | 70.1km～ 73.152km 74.9km～ 76.539km | 3.1km 1.6km | 熊谷 | 熊谷市、 深谷市 | |
| ㉔ | 17号(深谷) | 深谷市明戸地先～ 深谷市西田地先 | 76.539km～ 84.578km | 8.0km | 熊谷 | 深谷市 | |
| ㉕ | 4号(東埼玉道路) | 八潮市八條(国道298号)地先～ 吉川市川藤地先 | 0.0km～ 5.7km | 5.7km | 春日部 | 八潮市、草加市、越谷市、 吉川市 | |
| ㉖ | 17号(上尾道路) | さいたま市西区宮前地先～ 北本市石戸宿地先 | | 11.6km | 大宮 | さいたま市(西区指扇、北区宮 原)、上尾市、北本市、桶川市 | |
| ㉗ | 17号 | 本庄市若泉2丁目地先～ 児玉郡上里町勸使河原地先 | 88.345km～ 94.5295km | 6.2km | 熊谷 | 本庄市、 上里町 | |
| ㉘ | 17号(深谷) 17号(上武) | 熊谷市西別府地先～ 深谷市東方地先 深谷市東方地先～ 深谷市高島地先 | 73.152km～ 74.9km 73.6km～ 78.771km | 1.7km 5.2km | 熊谷 | 熊谷市、 深谷市 | |
| ㉙ | 4号,新4号,16号, 17号,254号等 | 支援区間 | | | | 東京都23区内 | |

※1 気象庁震度において震度6弱以上の震度を観測した場合、乙は甲からの要請があったものとみなし、早急に担当区間の緊急点検に出動

支援区間区域 <都内北西方向> 10社程度

